

## 近代政治における人種主義と境界線

### Racism and Border Line in Modern Politics

谷本 純一

Junichi TANIMOTO

社会科教育研究ユニット

(令和5年9月27日受付, 令和5年12月22日受理)

人種主義は自然科学的概念ではなく社会科学的概念に他ならない。人種は、血統、肌の色、言語といった、一見して明白な差異によって定義されるものではない。人種主義者の中の人種主義者とも言うべきナチの、キリスト教、スラヴ人、イタリア、日本に対する動揺的態度はそれを物語る。近代政治そのものの中に人種主義を生み出す要因が存在するのではないか。近代政治と人種主義の密接性とその克服に必要な視点を論じていく。

#### 凡例

Q: Antonio Gramsci, *Quaderni del carcere*, edizione critica dell'Istituto Gramsci, a cura di Valentino Gerratana, Einaudi, 1975 (校訂版『獄中ノート』).

校訂版引用に当たってはQの後にノート番号、その後に覚書番号を § ○○ というように表記し、更にページ番号を表記した。

校訂版 I: 獄中ノート翻訳委員会訳『グラムシ研究所校訂版 グラムシ獄中ノート I』大月書店, 1981年。

合: 山崎功監修『グラムシ選集』I~VI, 合同出版, 1961~1965年。

※合同版選引用にあたっては、合 I というように巻数を記し、必要に応じ独自訳を行った。他の訳を参照した場合も必要に応じ独自訳を行っている。

引用文中の「」等に関しては必要に応じ『』《》等に変更した。

#### はじめに

ハンナ・アレントは『全体主義の起原』の中で次のように述べている。

《L'Affaire d'un seul est l'affaire de tous.》(一人の問題は万人の問題である) —これはクレマンソーの共和主義原理を規定した言葉である<sup>1</sup>。

一人の問題が万人の問題であるとするのが共和主義であるとするれば、人種主義はその対極に位置する考え方であると言えるであろう。そして、共和主義が社会科学的概念である以上、その対極に存在する人種主義も、自然科学ではなく社会科学の概念として理解しなければなら

<sup>1</sup> アレント (大久保和郎訳) 『全体主義の起原 1』みすず書房, 1972年, 202頁。

邦訳『全体主義の起原』はドイツ語版を底本とし、1968年の英語版を参照して叙述・注記を補うという方法がとられているため、英語版と邦訳では一致しない箇所が存在する。本稿では第一巻 Hannah Arendt, *Antisemitism*, Harcourt, 1968, 第二巻 *Imperialism*, Harcourt, 1968, 第三巻 *Totalitarianism*, Harcourt, 1968 ともに基本的に邦訳を使用し、英語版は該当箇所が明確である場合のみ併記した。

い。

まず、人種とはなにか。ルース・ベネディクトによる定義では、「遺伝的特質にもとづく分類」であり、「人種について語るとき、私たちは(1) 遺伝、そして(2) 関連集団のメンバー全員を特徴づけるような遺伝的特質について語っている」<sup>2</sup>ものである。そして、人種主義とは、「ある集団には優秀性という刻印、他の集団には、劣等性という刻印が刻まれているとする新しい予定説」であり、「人種主義の教説によると、私たちが他人を敵と認めるのは、相手が侵略してきたからとか、その信仰や言語が異なるから、あるいは彼らが私たちの欲する富をもっているからではなく、彼らの遺伝による身体の特徴によって」<sup>3</sup>なのであるが、実際は「身体の特徴」にとどまらない。これについて小松田眞貴がフーコーの「血は長いこと、権力のメカニズムの内部で、権力の顕現と典礼の内部で、重要な要素であった。婚姻のシステムと、主権者＝君主の政治的形態と、位階・階層による差別と、家系の価値とが支配的である社会にとって、飢饉と疫病と暴力とが死を切迫したものにしている社会にとって、血は本質的な価値の一つをなしている」<sup>4</sup>を引き、次のように指摘する。

血の観念は科学知（生物学）を媒介として優生学と結びつく。ここには、種の保存（高貴な血、優秀な血を守る）やそれを目的とした他の種の排除という問題、いわば生存のための闘争（戦争）の問題が伏在しているのである。広義の社会的差別あるいは社会的な包摂と排除の問題としての人種主義がここで浮かび上がってくるのである<sup>5</sup>。

ここから、人種主義は血統、肌の色、言語といった一見明白な差異のある人々の間だけでなく、そのような差異が見えない人々の間にも存在することになる。本稿では、人種主義が現代政治においてどのような位置にあるのか。その解決策は存在するかについて論じていく。

<sup>2</sup> Ruth Benedict, *Race: science and politics*, Viking, 1959, p. 9. 筒井清忠・寺岡伸悟・筒井清輝訳『人種主義 その批判的考察』名古屋大学出版会, 1997年, 10頁。

<sup>3</sup> *ibid.*, p. 4. 同上, 4～5頁。

<sup>4</sup> ミシェル・フーコー（渡辺守章訳）『性の歴史Ⅰ 知への意志』新潮社, 1986年, 185頁。

<sup>5</sup> 小松田「生命と政治—M・フーコーにおける生権力・生政治・統治性—」, 『秋田県立大学総合科学研究彙報』第13号, 2012年, 26頁。

## 1, 階級闘争と人種主義

人種主義は極めて近代的な現象である。その起源は階級闘争に発する。

単に階級対立が存在することを指摘するだけでは人種主義的要素を帯びることはなく、ある階級が本質的に特定の性質を持つと主張する場合のみ人種主義が発生する。マルクス以前の階級論が人種主義的であったことは事実である。マルクスは1852年3月5日のヴァイデマイアーへの手紙において次のように指摘する。

ハインツェンのような無学な「異色の人物」が、穀物法にたいして貴族が賛成であり、ブルジョアが反対であるのは、前者は「独占」を、後者は「自由」を欲する—俗物はこのようなイデオロギー的な形での対立しか知らないのだ—からであるなどと思ひ込まないためには、次の点だけを述べればよい。つまり、八世紀（ママ）には、イギリスでは貴族が「自由」（商業における）に賛成し、ブルジョアが「独占」に賛成したのであり、ちょうど現在「穀物法」に関して「プロイセン」で両階級のあいだに見出される状態と同じだったということだ<sup>6</sup>。

ここでマルクスが指摘しているのは、貴族が本質的に独占を欲するわけでもなければ、ブルジョアが本質的に自由を欲するわけでもなく、彼らの態度は（その時代における）経済的条件によって規定されているということにほかならない。

だから、一般にブルジョア経済学者とされる人物が常にブルジョアジーの理論的支柱となるとは限らないのである。だからこそ、マルクスが指摘するように、アメリカの経済学者C.H.ケアリが「ブルジョアジーの最も古典的な代表者でプロレタリアートの最も冷徹な敵であるリカードを、その著作がアナキスト、社会主義者、ブルジョアの体制に敵対するすべての者の兵器庫となっている人物だということ攻撃」していることは「合衆国の『未発達な』状態が彼には『正常な状態』とみなされている」ことを証明する<sup>7</sup>に過ぎない。マルクス以前にも階級闘争を発見した思想家は存在したが、マルクスがそうした思想家と決定的に異なるのは、階級闘争から人種主義的傾向を排除したことに他ならない。マルクスの階級闘争論の

<sup>6</sup> 邦訳『マルクス＝エンゲルス全集②⑧』, 406頁。

<sup>7</sup> 邦訳『マルクス＝エンゲルス全集②⑧』, 407頁。

最も重要な側面は「諸階級の存在は生産の一定の歴史的発展段階とのみ結びついているということ」<sup>8</sup>である。これこそ、19世紀の実証主義的マルクス主義からスターリニズムに至る実証主義的系譜が忘却していた点なのである。アントニオ・グラムシは、19世紀イタリア社会党が、イタリアの南部問題を「南部人は、生物学的に劣った存在であり、自然の宿命から半野蛮人もしくは完全な野蛮人である」<sup>9</sup>というイデオロギーの媒介者だったことを指摘している。

実証主義的傾向が階級闘争の仮面をかぶった人種主義に陥りやすいという点については、ベネディクトも指摘している。計測人類学に基づく人種主義が19世紀後半にフランスで推進され、それは「階級的な相違に関心」を持つもので、そこで言う選民とは「長頭の北方人〈Nordic narrow-heads〉」<sup>10</sup>であり、「都市は地方に較べて『進んでいる』のだから、選民は都市に集中している筈だ」<sup>11</sup>というテストケースが提出されることになる。しかし皮肉なことに、まさにそのイタリアにおける統計によって反証されることになった。

リヴィはイタリア軍の統計において、ある個所、たとえば、ピエモンテにおいては、閉じ住民は周辺の人口にくらべて、あたかもドイツにおけるように、長頭の平均値がより高いが、他の個所、たとえばパレルモにおいては、反対の結果がみられることを明らかにした。これを説明するのは簡単であった。つまり、都市住民は地方の住民に較べてより広い地域から集まって来ているので、後者が長頭であれ短頭であれ、結果はさまざまになるということなのだ。すなわち系譜の優劣はいささかも関係していなかったのである<sup>12</sup>。

こうした、政治的立場を問わず存在した実証主義を批判したのが、グラムシであった。グラムシは、イタリア南部問題を人種主義的に捉えてはいない。グラムシは農民問題を歴史的に捉える。そ

もそもイタリア北部と南部は、対等に統一されたわけではなく、北部のヘゲモニーの下に統一されたのである。ところが「南部の《貧窮》は、北部の人民大衆にとっては歴史的に《説明不能な》もの」であり、北部人民大衆が理解できなかったのは「北部は南部の犠牲で富んだ《寄食者 piovra》であり、[その]経済的—工業的成長は、南部の経済と農業の貧困化と直接関連する、ということ」である。これに対し、北部人民大衆が考えるのは「ブルボン体制が近代的発展に対置した妨害から解放されたあと、南部が発展しなかったとすれば、このことが意味するのは、貧窮の原因は、客観的な経済的—政治的条件から研究されるべき外的なものではなく、土地の大きな天然資源についての確信が根をいっそうはっている南部人口の内的なものである、ということであり、残る説明は、人々の有機的無能力、彼らの未開、彼らの生物学的劣等性、といったものであった」のであり、こうした見解は「実証主義の社会学者（ニチェフォロ、セルジ、フェッリ、オラーノ、等々）によって強化され、完全に理論化され、科学妄信の時代に《科学的真理》の力を帯びた」のであった<sup>13</sup>。

このように、実証主義的唯物論、すなわち非弁証法的唯物論は優性主義や人種主義と極めて親和的である。ピエールダルモンが挙げる例としては、「唯物論者で無神論者のビネ＝サングレ教授は、旧約および新約聖書は退化した人間で溢れているのを証明するのに一生を捧げた人間であり、モーゼは幻聴にかかっていた、イエスは変わりやすい妄想にとらわれた精神異常者にすぎないと主張した」<sup>14</sup>というものがある。そして、この「唯物論者で無神論者」は「欠陥者、犯罪者、狂人、『悪い発生源』は『雑草』と同じく絶滅させるよう求」<sup>15</sup>め、最終的には次のような結論に行き着いた。

ビネ＝サングレは、悪い発生源の運命についても検討して、こう書いている。「できることはこれら悪い発生源が自殺するよう勧めるだけであり、またこの目的のため安楽死研究所を創設するだけであ

<sup>8</sup> 同上。

<sup>9</sup> Antonio Gramsci, *La costruzione del partito comunista 1923-1926*, Einaudi, 1978, p. 140. 石堂清倫編『グラムシ政治論文選集3』五月社、1979年、197頁。傍点は谷本による

<sup>10</sup> Benedict, *op. cit.*, p. 119, 筒井他訳前掲、143頁。

<sup>11</sup> *ibid.*, pp. 119-120. 同上、144頁。

<sup>12</sup> *ibid.*, pp. 120-121. 同上、145頁。

<sup>13</sup> Q19, § 24, pp. 2021-2022. Q1, § 44, p. 47. 校訂版 I, 141頁を参考に独自訳。

<sup>14</sup> ダルモン『医者と殺人者』新評論、1992年、235～236頁。

<sup>15</sup> 同上、236頁。



る。この研究所では人生に疲れた変質者を亜酸化窒素や笑気ガスを使って麻酔死させるのである。』『人種改良場』はこのような発想が二百ページ以上も続いている著作であり、1926年には改訂版が出ている数年後、ビネ＝サングレの計画は現実のものとなったが、それがどんなものだったかは人の知っておりである<sup>16</sup>。

現実のものとなったビネ＝サングレの計画とはおそらくナチ・ドイツにおけるT4のことであろう。そして、T4はその後ホロコーストに向かう。実証主義的唯物論の危険性はここにある。人種主義は断じてナチの専売特許ではないのである。

階級闘争論も社会主義思想もマルクス以前から存在しているが、マルクス以前の、あるいはマルクスの影響の少ない社会主義思想や社会主義運動は人種主義的傾向をもつ。スターリン体制はまさに人種主義的体制である。そこでの人種主義とは、「社会闘争の革命的言説—まさに多くの要素において、旧い人種（＝民族）間闘争言説から出た言説—を再度取り上げ、秩序だった社会の静かな衛生を保障する警察の運営に重ね合わせる」ものであり、「革命的言説が階級の敵として指し示していたものは、ソヴィエト的な国家の人種差別主義においては、一種の生物学的危険となる」のである<sup>17</sup>。スターリン体制下で「人民の敵」と名指された人々がどのような扱いを受けたかについて、ここで多くを語る必要もないであろう。

実証主義的マルクス主義やスターリニズムはマルクスではなくマルクス以前の社会主義思想や階級闘争理論、ティエリやギゾーの思想と近いのである。この点についてフーコーは、「一般的に—ここからは多少思いつきで話しますが—社会主義は、まず最初に所有権や生産様態といった経済的あるいは法的諸問題を問わない場合—したがって権力の仕組みや権力のメカニズムの問題が社会主義によって提示されず、分析もされない場合は—〔社会主義は〕、資本主義国家あるいは産業国家において構成されてきた権力のメカニズムと同じものを間違いなく再配備し、再投入しているように思えるのです」<sup>18</sup>と述べているが、資本主義制度や歴史的原因を分析する能力あるいは意志の著し

い不足が実証主義的マルクス主義あるいはスターリニズムの重要な要素であることとの共通点を見出すことが出来よう。だから、階級闘争論が自動的に人種主義と結びつくのではなく、諸階級の存在と生産の一定の歴史的発展段階との結びつきを発見できない場合に人種主義と結びつくのである<sup>19</sup>。

## 2, 独特な人種主義：世代論と子供論

階級闘争と同様、一国内において、肌の色や民族といったわかりやすいものではない人種主義が存在する。それが世代論である。第一の例は高齢化を医療費増大の原因とする言説であろう。花岡龍毅は、「高齢者をめぐる生政治」において、次のように指摘する。

他の主要先進国と同様、日本においても、医療費の増加と人口高齢化との関係をめぐる問題が提起されて久しい。そして、医療費の増大をめぐって、さまざまな言説が展開されてきた。医療費が増加するのは高齢者が増えるからであるという見解は、常識となって久しいように思われる。しかし、こうした一般に流布している見解が事実と大きく乖離していることは、医療経済学においては、ごく初歩的な常識なのである<sup>20</sup>。

具体的内容は花岡論文本文にまかせるとして、こうした「高齢者差別主義」は、「もともと社会においては一体であるはずの人間という『生物学的連続体』に、高齢者と若年者という『生物学的

<sup>19</sup> アレント『全体主義の起原』における下記の指摘は、ドレフュス事件当時の社会主義運動における実証主義的・人種主義的・非マルクスの傾向を示す以外の何物でもない。

「ドレフュスの名誉回復をめぐる闘いがすでにはじまっていた1897年になってもまだ、ジョレスはこの事件全体のなかにオポルチュニストと聖職界というブルジョワジーの二つの集団のあいだの闘争以上のものを見出し得なかった。そしてドイツの社会民主主義者ヴィルヘルム・リープクネヒトは、レンヌの再審の後ですらもドレフュスの有罪を信じていた。上層階級に属する人間が不当な判決を受けることがあり得るなどとは、彼には想像することもできなかったからである」(Arendt, *Antisemitism*, p. 105. 邦訳『全体主義の起原1』, 201頁)。

<sup>20</sup> 花岡「高齢者をめぐる生政治」, 科学技術社会論学会『科学技術社会論研究』第17号, 2019年, 68頁。

<sup>16</sup> 同上。

<sup>17</sup> フーコー(石田英敬・小野正嗣訳)『社会は防衛しなければならない』筑摩書房, 2007年, 84頁。

<sup>18</sup> 同上, 259～260頁。

切り分け』<sup>21</sup>を行うものである。

第二の例は子供論である。芹沢一也は、東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件（以下「宮崎事件」）と神戸連続児童殺傷事件（以下「酒鬼薔薇事件」）とそれ以降の事件とで語り口が変化したと述べる。芹沢は、宮崎事件における「語り口」は次のようなものであったと述べる。

アニメやビデオ、テレビゲーム、コミックといった、当時の先進的な現象であった「おたく文化」との関連が語られたかと思えば、人格障害や多重人格といったこれもまた新奇な言葉が躍る宮崎の精神鑑定が、『FBI心理分析官』のようなノンフィクションや『羊たちの沈黙』のような映画のヒットによって高まっていた、異常心理への関心という時代の最先端とシンクロさせられた。あるいは、高度成長によって地域社会が空洞化し、軋み始めた共同体の病理が露呈した事件だと語られもすれば、メディアに囲まれた環境に育った若者世代に特有の家族や社会との断絶だとか、そのような自閉から現実社会へ出ていくことに失敗した事件だと解釈された。資本主義の高度化による家族の崩壊、ないしは変容の表現だということもあった<sup>22</sup>。

また、酒鬼薔薇事件では、「(犯人の)少年が学校への反発を強めたのは、友人を殴って、けがを負わせたのを教師から厳しく咎められ、『お前みたいな子は卒業するまで学校に来るな』と言われたことがきっかけ」であり、「その結果、批判の鋒先は学校に、ひいては教育制度そのものに向かっていった」のであり、「登校拒否やいじめ、生活管理などといった学校問題が事件に読み込まれ、少年Aは教育制度批判のための『根拠』として活用された」という言説がなされた<sup>23</sup>。ところが、この事件直後から風向きが変わる。1998年に起こった栃木県黒磯市での女性教員刺殺事件とともに、「『事件を起こした少年は普通の子だった』という物言いが一斉になされ、『普通の子』という表現が流布してい」き、同時に「今の子どもはキレやすいというイメージが瞬く間に広ま」り、「その結果、昨今の少年事件は『普通の子が突然キレる』ためだとする論調が突然、支配的な

ものになった」のである<sup>24</sup>。

「普通の」少年たちが「犯罪予備軍であるかのような眼差し」は、20世紀末に急に発生したものではない。この場合「犯罪予備軍」には他の単語を入れることも可能である。その例としては、ミシェル・フーコーが『性の歴史』において指摘した「子供の性の教育化」を挙げることができよう。

二重の主張があり、それは、ほとんどすべての子供が性的行為にふけるか、ふける可能性をもっているということであり、そしてこの性的行為が不当であり、「自然的」であると同時に「反自然」であるから、それは己れのうちに、肉体的かつ精神的な、集団的かつ個人的な危険をはらんでいるということだ。子供は、「始まりの」性的存在として定義されており、性の手前にいると同時にすでに性の中心にいて、危険な分割点に身を置いているというわけだ。両親、家族、教育者、医師、やがて心理学者は、この貴重で危うい、危険かつ危険にさらされている性的な芽を、絶えず引き受けなければならないのだ。この教育化は、とりわけ、自慰に対する戦いの中で現れるが、この戦いは、西洋世界においては、二世紀近く続いたのである<sup>25</sup>。

このような権力行使は近代特有のものである。実際、17世紀においても、大人と子供を生物学的に区別するという思考はなかった。

子供期という観念は従属・依存の観念に結び付けられていた。息子、下男、少年という語もまた、封建的ないしは領主制的従属関係を示す語彙に属する語である。依存から、少なくとも従属関係の最低の位置から抜け出ることでは、子供期から脱出することはできなかった。子供期という言葉が、話し言葉のなかで、従僕や職人、兵隊など、完全に他人に従属している低い身分の人間の親称としてその後も存続していくのはこの理由による<sup>26</sup>。

前近代においては、大人と子供とは、年齢によって、すなわち生物的な基準で区別されたのではないということである。それは専ら、他者に従

<sup>21</sup> 同上, 75頁。

<sup>22</sup> 芹沢「凶悪犯罪の語られ方」, 浜井浩一・芹沢『犯罪不安社会』光文社新書, 2006年, 89～90頁。

<sup>23</sup> 同上, 97～98頁。

<sup>24</sup> 同上, 102頁。

<sup>25</sup> フーコー『性の歴史I 知への意志』, 134～135頁。

<sup>26</sup> フィリップ・アリエス(杉山光信・杉山恵美子訳)『〈子供〉の誕生』みすず書房, 1980年, 29頁。

属する存在として理解されていた。同じ17歳でも、社会的に従属的立場にあるか否かで子供か否かが判断され、それは服装においても同様であった。すなわち、「中世にはどんな年齢区分とも無関係な服装がされていたのであり、服装によって配慮がなされたのは社会的ヒエラルヒーのどの段階にいるかを明示することだけ」であり、「服装のうえで大人から子供を区別するものはなにもなかった」のである<sup>27</sup>。

もちろん、これは単なる認識の問題というだけではない。歴史的条件がその背景に存在する。16世紀以前には、「生きて成人したにせよ、幼児に死亡したにせよ、子供の形姿を残すという考えはまだなかった」のであり、「生き残ることさえおぼつかない子供があまりにたくさんいた」ため、「十分起りうる損失とみなされるものには、大した配慮は払われていなかった」のである<sup>28</sup>。そもそも前近代には、「子供はそれほど取るに足らぬ存在で、生活に深く入りこんではいなかった」のであり、死んだ後に生きている者たちを悩ましに戻ってきはしまいかと懸念される必要もなかった<sup>29</sup>以上、子供を「脅威」と考える思考など想像だにできなかったであろう。このような考え方の転換は18世紀にやってくる。すなわち「子供の生命を必然的な浪費と考える思想は、ようやく18世紀になって、マルサス理論の誕生と中絶法が実践されることで、消えていく」<sup>30</sup>のであるが、同時に、人種主義が発生することになる。その典型的な例が優生思想であろう。

### 3. 近代統治と人種主義

逆説的だが、諸個人の平等を前提とする自由主義と「普通のどこにでもいる少年たちが、あたかも犯罪予備軍であるかのような眼差し」とは両立するし、また両立せざるを得ない。なぜなら、「自由主義的統治は、被統治者の自由にもとづく統治であり、この統治が機能するためには、被統治者の自由がもたらす無秩序や混乱に対する安全の保証が必要」<sup>31</sup>だからである。差異が明白である場合には、こうした権力行使は不要である。ベ

ネディクトは既に1940年の段階で次のように述べている。

世界の長い歴史を通じて、人々はいろいろな理由をつけては、戦争し殺し合ってきた[...]しかし、どの戦争においても、敵味方いずれの犠牲者の頭蓋骨もほとんど区別できないほど似ていた。また争いの指導者が、敵の頭の形に言及して部下を煽動するというものもなかった。彼らは敵を、異教徒、野蛮人、異端者、女子供の虐殺者などとは呼んでも、決して我らの敵「頭指数82」などとは呼ばなかっただろう<sup>32</sup>。

「戦争や迫害のための理由としてこのことをもち出し、実際それに訴えかけることが始まったのは、高度なヨーロッパ文明において」であり、「山羊と羊を区別しようという新しい方法」だったのである<sup>33</sup>。黒人差別は欧米社会に広く見られるが、アパルトヘイトというエキセントリックな差別が南アフリカで発生したことは決して偶然ではない。ベネディクトは、人種と文化を区別し、「文化とは習得された行動を意味する社会学用語であり、人間が生まれたときにはそれは与えられておらず、蜂や蟻のようにその生殖細胞ですでに決定されておらず、それぞれの世代が前の世代から新たに学びとらねばならないもの」<sup>34</sup>であると述べたが、まさにこの、人種と文化との区別こそが、逆に南アフリカのエキセントリックな人種差別を生み出した。

アレントは、『全体主義の起原』において、南アフリカの人種主義の背景として「この民族(ブーア人のこと一谷本)はヨーロッパの出来事の流れから完全に断ち切られた特殊な存在として、それまでのヨーロッパには全く未知の社会的および経済的生活を発展させてきた」<sup>35</sup>ということを指摘している。どのような生活であったかといえ、いかなる組織も彼らにとっては自由の剥奪であり、彼らが形成する社会は家族以外のいかなる紐帯も知らず、共通の危険によってのみ維持」<sup>36</sup>される生活であった。この「共通の危険」

<sup>27</sup> 同上, 50～51頁。

<sup>28</sup> 同上, 39～40頁。

<sup>29</sup> 同上, 40頁。

<sup>30</sup> 同上, 41頁。

<sup>31</sup> 齊藤日出治「市民社会と生権力」、『近畿大学日本文化研究所紀要』2012年3月, 46頁。

<sup>32</sup> Benedict, *op. cit.*, pp. 3-4. 筒井他訳前掲, 4頁。

<sup>33</sup> *ibid.*, p. 4. 同上。

<sup>34</sup> *ibid.*, p. 13. 同上, 14～15頁。

<sup>35</sup> アレント(大島通義・大島かおり訳)『全体主義の起原2』みすず書房, 1972年, 115頁。

<sup>36</sup> 同上, 116頁。



こそアフリカ黒人の存在であり、彼らによる奴隷労働に依存することこそ、ブーア人の生活形態であった。その結果、「他人の労働への完全な依存、あらゆる生産に対する絶対的蔑視は、南アフリカに流されたオランダ人家族を、ケープ・コロニーをついの住み家としたブーア人へと変えてしま」い、「ブーア人は原住民を人間としてではなく新しい大陸の原料と看做し、恣にこの『原料』を搾取して怠惰な寄生的生活を送るうちに、自分自身が原始的部族の段階にまで落ちてしまった」<sup>37</sup>のである。まさにベネディクトの指摘そのままであり、そしてヨーロッパ白人はヨーロッパ白人であるがゆえに西欧文化を身につけているのではなく、西欧文化の中で育ったがゆえに身につけているに過ぎない。白人がアフリカで育てば、アフリカでの生活様式を身につけ、黒人が西欧で育てば西欧の生活様式を身につけることは明白である。しかしこの事実こそが人種主義を惹き起こす。

今日なおバントゥー族と本質的には変わらない生活水準にいる南アフリカの白人貧民は、ブーア人が民族から人種への決定的破滅的転化にいかにか近づいてしまったかを示す警告的な例証である。というのは、全白人人口の10乃至20%を占める白人貧民は、本質的には黒人住民の生活様式を真似ることで生存を維持してきたからである（略）彼らはすでに黒人中の白人種になりかかっていた。彼らの人種意識が最も狂信的なのは驚くに当たらない。彼らは白い皮膚以外に失うべきものがなかったばかりでなく、なかんずく人種理論は彼らに危険なまでに適合しているからである<sup>38</sup>。

人種主義者の人種主義者たる所以は、自らが優位であるとなる何らかの特徴以外すべて失った点に存在する。まさに、ブーア人とアフリカ黒人は、肌の色以外の点において「差異」を喪失していたと言える。古代アテナイ市民が奴隷制をもち、東方の民への蔑視を隠さなかったとしても、現代的意味での人種主義とは全く無縁であった。アテナイ市民が奴隷を持ったのは、「家をもたなければ、人は、自分自身の場所を世界の中にもつことができず、そうなれば、世界の問題に参加す

ることができない」<sup>39</sup>からであり、ブーア人のように「自然に依存して生きるだけで人間に役立つように自然に手を加えることはせず、大地の与えるものを受け取るだけで贈られた宝から人間に役立つ、人間の支配する世界を創り出すことをしない」<sup>40</sup>ということとは全く正反対だったのである。

ゆえに、人種主義の要因として、何らかの「所与」を「唯一絶対視」する点を挙げることができよう。しかしなぜそのような絶対視が発生するか？おそらく「共通の危険」にある。そして「共通の危険」は犯罪対応において顕著なものとなる。

#### 4. 犯罪者と人種主義

一部で評判の悪い、日本の裁判における死刑選択基準、いわゆる「永山基準」であるが、冷静に検討するならば、これこそ公法的な刑事法体系に生物学的＝人種主義的要素を持ち込んでいると言えなくもない。永山基準と呼ばれるものは、正確には昭和58年7月8日最高裁判例で示された死刑選択基準である。

結局、死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない<sup>41</sup>。

この一文によるならば、死刑が選択される犯人とは、法的存在というよりも生物的危険をはらむ存在であるということを示していることになりかねない。「永山基準」の前後において、死刑を宣告される犯人は、法的責任においてではなく、生物的危険性に基づいて判断されることになる。事実、同じ第一審死刑判決理由を見ても、下記2判決は同一憲法下における地裁判決とは思えないような相違を示す。

<sup>39</sup> Arendt, *The human condition*, University of Chicago Press, 1958, pp. 29-30. 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫, 1994年, 51頁。

<sup>40</sup> 邦訳『全体主義の起原2』, 117頁。

<sup>41</sup> [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/235/050235\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/235/050235_hanrei.pdf) 2022年12月19日閲覧

<sup>37</sup> 同上, 117頁。

<sup>38</sup> 同上, 117～118頁。下線は谷本による。

まずは、いわゆる「川崎駅制服警察官強盗殺人事件」刑事裁判の地裁判決文（昭和24年2月12日東京地裁判決。上訴せず死刑確定）を見てみる。本判決理由は、判決主文ののち、事実、証拠が羅列され、その上で、「適條」として次のように結論される。

被告人の判示所爲中第一の窃盜の点は刑法第235條に第二の強盗殺人の点は同法第240條後段に第三の中殺人の点は同法第199條に承諾殺人の点は同法第202條後段に第四の銃砲等不法所持の点は銃砲等所持禁止令第2條前段第1條第1項に各該当し以上は刑法第45條前段の併合罪であるが判示第二の強盗殺人罪に付て所定刑死刑を選択するのを相当と認めるから同法第46條第1項本文により他の刑を科さずに被告人を死刑に処し尚主文第2項掲記の物件は本件第一の行爲によつて得た贓物であつて被害者に還付すべき理由が明白であるから刑事訴訟法第373條第1項により被害者に還付すべきものとして主文の通り判決する<sup>42</sup>（適宜現代漢字に変更）。

これに対し、いわゆる「自殺サイト殺人事件」の地裁判決文（平成19年3月28日大阪地裁判決）は、「6 被告人の更生可能性」という項目を設け、次のように判示する。

被告人は小学校4、5年生のころから現在に至るまで、一貫して人が窒息させられ苦しむ姿に性的興奮を感じるという性癖を持ち続けていたものであって、人を窒息させ、苦しめるという異常な行爲によってしか性欲が満たされないという特異な性的嗜好を有してしまったこと自体については、被告人に非はなく、被告人自身そのことに悩み苦しみ、その性癖の矯正に向けた一定程度の努力をしていたことは事実であつて、その意味でこのような性癖を身に付けてしまったことは、被告人自身にとっても不幸なことであつたといえる（略）このように、被告人の性癖は、小学校4、5年生のころから変わらず保持され続けてきたものであって、刑の執行猶予付き判決による社会内更生、刑務所での矯正教育、精神科でのカウンセリングなどを経験しても改善されずに本件各犯行を敢行したものであることからすると、その特異な性癖は非常に強固なものであつて、

<sup>42</sup> 『刑事裁判資料第56号（上）（死刑無期刑刑事事件判決集死刑編）』最高裁判所事務総局刑事局，1951年，760～761頁。

その改善は極めて困難なものといわざるを得ない<sup>43</sup>。

後者は死刑選択の理由として「特異な性癖」の「改善困難性」を強調していることが読みとれよう。まさに、当該事件被告人が「死刑になるべき犯罪者」であることが強調されているのである。後者の事件を取り上げたのは、当該被告人が、「常習性」と「性癖」とを併せ持った犯罪者であったからである。

ドイツに死刑制度は存在しないが、日本に存在しない司法手続きが存在する。それは「保安監置」であり、日本で言う「保安処分」である。保安監置は、ドイツ刑法第66条に規定されるものであり、「一定以上の有罪判決を言い渡される者が、それ以前にも一定以上の犯罪歴を持っており、なおかつ重大犯罪への性癖によって公共にとって危険であると認められると、通常の刑に上乘せして保安監置が命じられ、「犯罪歴の要件を欠く場合でも、現在裁かれている犯罪がある程度重く、かつ性癖による公共への危険性が認められるなら、保安監置の命令は可能」<sup>44</sup>という制度である。

詳細は中谷の著作にまかせるとして、日本においては、こうした議論はほとんどない。中谷はその理由について、死刑制度の有無にあるとし、「死刑と保安監置にある種の等価性を見いだすことができる」<sup>45</sup>とする。中谷は、2001年の附属池田小学校殺傷、2004年の奈良小1女児誘拐殺害事件を挙げ、「これがドイツで起きた事件であるなら間違いなく長期の自由刑に加えて保安監置の命令が下され、「その場合、凶悪犯とはいえ無期限に隔離、拘禁することが人道的に許されるのかという安全と自由との葛藤を社会がいつまでもおわなければならない」ないが、「死刑制度をもつ日本のわれわれはこの重い課題に向き合うことから免れている」<sup>46</sup>ことを指摘する。そして、保安監置は、あらゆる凶悪犯に適用されるものではない。

<sup>43</sup> [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/567/034567\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/567/034567_hanrei.pdf) 2023年9月21日閲覧。

<sup>44</sup> 中谷陽二『危険な人間の系譜—選別と排除の思想』弘文堂，2020年，270頁。傍点は引用者による。

<sup>45</sup> 同上，292頁。

<sup>46</sup> 同上。



保安監置の要件は、まず過去および現在の犯罪の重さや頻度である。この形式的要件に加えて「行為者及び行為の総合的評価から、被害者に重い心身の損傷や重い経済的損失を与える犯罪行為への性癖の結果、公共に対して危険であると認められる」ことが必要とされる。また、六六条第二項が規定するように、過去の犯罪経歴の有無とは無関係に、今回おこなった犯罪が一定程度重く、犯罪行為への性癖が認められた者についても保安監置が適用される<sup>47</sup>。

そして「性癖犯罪者」とは、「嫉妬などの心理的葛藤や偶発的要因あるいは欲望を刺激する状況から犯罪をおかす人が除外され、残りのうち犯罪への性癖を証明される人」<sup>48</sup>である。もちろんこれは明確に区別できるようなものではなく、中谷も「〈性癖〉は、常習性よりもある意味で抽象的で、つかみどころのない概念である」<sup>49</sup>と指摘している。

西ヨーロッパで最後に死刑を廃止したのはフランスであり、フランスにもドイツ同様保安監置の制度がある<sup>50</sup>。1981年9月30日、死刑廃止法案が上院を通過し、フランスの死刑は廃止された。その直前、ミシェル・フーコーは次のように述べている。

死刑を定着させてきた理由はもう一つあり、そのために、19世紀以降、矯正と懲罰を共に主張する現代の法律において一私が見たいのは、刑罰システムにおいて、ということだが一死刑が長い間存続してきた。実際、これらのシステムが常に前提とするのは、二種類の犯罪があるのではなく、二種類の犯罪者がいるというものであった。つまり、懲罰を加えることで矯正しうる者と、際限なく懲罰を科そうとも、決して矯正させられないような者だ。死刑とは矯正不可能な者に対する最終的な罰であり、無期懲役よりも遥かに簡潔で確実な形での罰であった……<sup>51</sup>。

「永山基準」はまさに「二種類の犯罪」ではなく「二種類の犯罪人」を定義したものであり、そ

の思考パターンは保安監置と変わるところはない。死刑の廃止は、それだけでは人々の考えを変えることはない。むしろ逆なのである。なぜなら、「様々な刑罰システムの間での真の分割線は、死刑を含むものとそれ以外のものとの間を通っているのではな」く、「最終的な刑罰を容認するものと排除するものとの間に引かれる」からであり、「刑罰の実践においては矯正が目的であると主張しながら、特定の人々については、その本性や性格からして、生物学的・心理的宿命からして、あるいは要するに彼らの内部に起因する理由から危険であるということ、まったく矯正不可能であり、将来も矯正されえないという考えが堅持されている」<sup>52</sup>からである。そして、「決して矯正させられないような者」とは、ドイツの保安監置における「性癖」と同様、「つかみどころのない概念」なのである。まさに死刑と保安監置とは等価性を持ち、保安監置は死刑の代替刑と言えるのである。

こうした「つかみどころ」のなさこそ、人種主義の本質である。なぜつかみどころがないかといえば、犯罪者であれ「別の人種」であれ、それが完全な他者ではないからだ。フーコーは「別の人種とは、根本的には、よそから来た人種ではなく、一時の勝利を収め支配した人種でもなく、恒常的かつ不断に、社会に侵入し、あるいはむしろ常に社会の細胞組織のなかで、またその細胞組織から再生されるもの」であり、「要するに、人種のなかに、その裏面と下部が出現する」と述べる<sup>53</sup>が、まさにこれこそ、社会の中から生まれてきた犯罪者にたいするまなごしを説明するものと言えよう。

人種主義の理論とは、「なんらかの科学的事実によるのではなく、どのような条約が締結されるかされないか、またどのような政治勢力が登場するかということによって決まる」<sup>54</sup>のであり、その例としてキリスト教、スラブ人、イタリア、日本に対するナチの態度をベネディクトは挙げている<sup>55</sup>。「性癖」も「決して矯正させられないような者」も人種主義も、それ自体何か目的のある概念ではなく、単に「制度を運用するために便利だか

<sup>47</sup> 同上、283頁。

<sup>48</sup> 同上、285頁。

<sup>49</sup> 同上、287頁。

<sup>50</sup> 同上、287～291参照。

<sup>51</sup> 『ミシェル・フーコー思考集成Ⅷ』筑摩書房、2001年、431頁。

<sup>52</sup> 同上。

<sup>53</sup> フーコー『社会は防衛しなければならない』、63頁。

<sup>54</sup> Benedict, *op. cit.*, p. 137. 筒井他訳前掲、165頁。

<sup>55</sup> *ibid.*, pp. 135-137. 同上、163～166頁参照。

ら」<sup>56</sup> 使用されているに過ぎないのである。

また、ベネディクトは、ナショナリズムと人種主義との密接性を指摘している。

ナショナリズムの時代にあつて、人種主義は政治家に弄ばれてきたといえる。例えば、人間形態学的測定からみて人種的に近い関係にあったとしても、当事者たちが敵同士であれば、その双方から人種主義的言説は喧伝される。また一方、二者が人種的には明確に異なる場合でも、彼らが同盟者となれば、それは一転人種の友愛関係を見つけ出すために用いられるのである。まるでそれは、その時々を敵を非難するためにはどんな方向にでも向けられる剣のような、危険な遊び道具なのだ<sup>57</sup>。

これは犯罪をめぐるイメージと大きく関わる。平成15年版犯罪白書によれば、2002年の日本における殺人事件の被害者と被疑者の関係は、親族、職場関係者、友人・知人並びにその他の面識者が84.3%に達し、親族の比率は41.6%である<sup>58</sup>。となれば、面識のない人間による衝動的殺人はこれ以上劇的に減少する見込みはほとんどない。

ところが、法務省自身が作成した犯罪白書のデータすら、政策に直接反映されるわけではない。犯罪対策も人種主義の様相を帯びる。平成15年版犯罪白書が発表された直後<sup>59</sup>の2004年に刑法改正による重罰化が行われた。これについて浜井浩一は、「国会の審議を聞いてみると、改正の大きな目的として、刑罰の威嚇効果による治安回復が挙げられ、「治安回復と言うからには、治安が悪化したという認識（前提）があり、その上で、刑罰の威嚇効果で凶悪犯罪が減少するという仮説があるものと思われる」にもかかわらず、「審議の最中に、威嚇効果の科学的根拠を聞かれた法務大臣は、『犯罪を抑止する機能があるものと信じています』と答弁していた」ことを指摘している<sup>60</sup>。ここで重要なのは、治安政策がイメージで決定されているのか、それとも治安悪化の実態そのものが存在しないのか、を論じても意味が

ないということだ。むしろ、フーコーによる次の指摘があてはまる。

社会は身分ピラミッドやヒエラルキーによって構成されているものでもなく、まとまった統一的な有機体を構成しているわけでもない。そうではなくて、社会とは、単に完全に区別されたというわけではなく相互に対立する二つの全体から構成されているのです。そして、社会を構成し、国家に影響を及ぼしている、それら二つの全体の間にある対立の関係は、実際には戦争関係、恒常的な戦争の関係であるということです。国家とは、見かけ上は平和的な体裁をとりつつ、この二つの全体の間でそのような戦争が行われ続けているあり方そのものである<sup>61</sup>。

人種主義的言説は、「比較的固定した、一定の歴史的・政治的な分割を指」しているものであり、「同一の出身地を持たない二つの集団の歴史を扱う場合には、二つの『民族（＝人種）』が存在」し、「少なくとも起源においては同一の言語やそれにしばしば同一の宗教も持たない二つの集団が、戦争や侵略や征服、戦闘、勝利と敗北、つまりは暴力を代価にすることでのみ政治的統一と政治的まとまりを形成したとき、戦争の暴力を通してのみ打ち立てられた絆で結ばれた二つの集団が存在しているとき、二つの『人種（＝民族）』が存在」し、「共存しているにもかかわらず、特権だとか慣習、諸権利、富の分配あるいは権力の行使の仕方に由来する差異や非対称や障害のために混じり合わない二つの集団がある時、二つの人種が存在する」<sup>62</sup>ということである。人種主義的言説とは、「比較的固定した、一定の歴史的・政治的な分割」であることに注意しなければならない。だから、人種主義は主権論と根本的に矛盾するのである。フーコーは主権論を次のように整理する。

私の見方では、主権論とは必然的にひとつの循環、主体から主体への循環とでも呼べるようなものを作り出そうという企てである。どのように——生まれながらに（あるいは自然・本性によって）権利や能力などを備えた個人としての——ひとつの主体（＝主人）が、こんどは権力関係のなかに従属させられた要素としての、一個の主体（＝臣下）となるとい

<sup>56</sup> 中谷前掲、287頁。

<sup>57</sup> Benedict, *op. cit.*, p. 138. 筒井他訳前掲、167頁。

<sup>58</sup> [https://hakusyol.moj.go.jp/jp/44/nfm/n\\_44\\_2\\_5\\_2\\_2\\_2.html](https://hakusyol.moj.go.jp/jp/44/nfm/n_44_2_5_2_2_2.html) 2023年9月26日閲覧。

<sup>59</sup> 平成15年版犯罪白書は同年11月に発表された。

<sup>60</sup> 浜井「厳罰化が作り出した刑務所の現実」、浜井・芹沢前掲、187頁。

<sup>61</sup> フーコー『社会は防衛しなければならない』、88頁。

<sup>62</sup> 同上、78～79頁。

うことが起こるのか、またそうならなければならないのかを示そうとする企てだといえるのです。主権、それは主体（＝主人）から主体（＝臣下）へと向かう理論、主体（＝主人）と主体（＝臣下）との政治的關係を打ち立てる理論なのです<sup>63</sup>。

この点からフーコーは、「どのようなやり方をとるにせよ、主権の理論は主体をあらかじめ前提とするものであり、権力のもともとの本質としての統一性を基礎づけようとするものであり、あらかじめある法の境位においてつねに繰り返られるもの」<sup>64</sup>と指摘する。ここから明らかなのは、人種主義は主権的権力とは矛盾するということだ。そして主権論は基本的に封建制においてしか機能しない。すなわち、「封建型の社会が続いた間は、主権論が扱った諸問題、主権論が参照していた諸問題は、権力の全般的なメカニズム体系、一番上のレヴェルから一番下のレヴェルに至るまで権力が作動する仕方をカバーしてい」たのであり、「主権関係は、それを広義に理解するにしても、狭義に理解するにしても、結局のところ社会全体を覆っていた」ということである<sup>65</sup>。もし、現代において権力が主権的なものであり、「社会全体を覆って」いるものであれば、人種主義は発生し得ないであろう。

既に述べたように、人種主義は「生物学的切り分け」に発する。言うまでもなく、生物学的切り分けは個々の身体に直結する。主権論においては、身体への関心は払われない。主権論は「身体や身体が行うことに向けられる権力というより、土地や土地の産物に対して行使される権力の形態に結びついていた」のであり、「権力によって行われる財や富の移動と所有化に関わるものであって、時間や労働の移動と所有化に関するものではなく、「賦課租の断続的かつ周期的な義務化を法律用語に書き写すことを可能にした理論なのであって、継続的な監視を規則化したわけではない」<sup>66</sup>のである。継続的な監視なしには、「生物学的切り分け」は不可能である。そして、継続的な監視とそれに伴う観察により、何らかの本質が見出されることになる。その一種が、1章で述べたような、実証主義的唯物論なのである。

<sup>63</sup> 同上、45頁。

<sup>64</sup> 同上、46頁。

<sup>65</sup> 同上、38頁。

<sup>66</sup> 同上、38～39頁。

とはいえ、人種主義が発生しやすい条件というものとはたしかに存在する。

イタリアに《人種主義》は存在するか？多くの試みは存在するとするが、文学的・抽象的なものである。この視点からすると、イタリアはドイツと区別されるが、両国の間には興味深いいくつかの外面的な類似点が存在する。

- 1) 地域主義の伝統と、さらには国民的・国家的統一の遅れた達成（それゆえ類似点は、イタリアの地方主義がドイツの地方主義の他の起原をもつということである。イタリアでは、2つの基本的原理が寄与している。a) ローマ帝国崩壊後の地方諸人種の再生。b) 先に未開人の侵入、後に外国支配。ドイツでは、国際諸関係が作用したが、外国の直接占領は伴わない）。
- 2) イタリアでは、ドイツにおけるよりも中世普遍主義の影響がおおきい。ドイツではイタリアよりはるかにはやく宗教改革の間に帝国と世俗性が征服する。
- 3) 農村の地主階級の現代における支配。しかし非常に異なった諸関係を伴う。ドイツ人はイタリア人より人種を感じる。人種主義：わずかに文学を超えて影響したローマ時代への歴史的回帰。血統への漠然とした礼賛その他<sup>67</sup>。

こうした、グラムシによる、人種主義発生要因分析は、単に人種主義の要因として生の問題を見る立場から一線を画すことになる。むしろグラムシは、「生」的要因を徹底的に分析することにより、人種主義的視点から脱却する必要性を主張する。つまり、南部人に対する人種主義的偏見、その「劣った」性質がどのように形成されたかを分析する必要があるということである。こうした分析には、基準となる要素が必要である。

農民と農村の生活。研究のための基準となる諸要素、生活の物質的諸条件：住居、食糧、アルコール中毒、衛生上の習慣、衣服、人口論的変動（死亡率、出生率、幼児死亡率、結婚率、私生児出生率、農村から都市への人口流入、殺人傷害や他の非経済犯罪[の頻度]、財産問題の訴訟件数[抵当、未納税のための競売、土地所有の移動、農業財産目録、農村家屋の構造をめぐる]、経済的性格の犯罪、脱税、窃盗、詐欺その他、家事にあたる女性の都市への流入[移民、家庭の受動的人口]）。宗教問題、政治問題

<sup>67</sup> Q6, § 35, pp.710-711.



への大衆心理の志向、児童の就学率、修道士と女性の文盲率<sup>68</sup>。

重要なことは、ここで挙げられているような「生」に関わる要素がいかなる条件によって規定されているかということだ。この点を無視した言説は常に人種主義の危険を帯びざるを得ないのである。

## 5. 例外状態と人種主義

「生」と現代政治は極めて密接に結びついており、それゆえ人種主義は常に例外状態と結びつく。サイコパスの特徴の一つはその典型である。

第一は、社会的次元の問題である。サイコパスは、地域の困り者であるが、医療機関で継続して治療されるほどには病的ではない。しかし、司法機関すなわち警察、裁判所、刑務所で扱えるほどには健康ではない。どちらの側でもよその扱いされ、しばしば両方の間を行き来することになる<sup>69</sup>。

サイコパスは医療機関でも司法機関でも扱うことのできない、まさに宙づりの存在なのである。こうした宙づりの状態は、人種主義を見るうえで極めて重要である。こうした「両方の間を行き来する」という「宙吊り」状態こそ人種主義であり、また例外状態の大きな特徴でもある。

もしさまざまな例外的手続きが政治的危機の時期の帰結であり、そういうものとして政治的領域において把握されるものであって、憲法の領域においては把握されないとするならば、そうした例外的手続きは、法の地平では把握されることのできないものが法律的形態をとって現れたものであるということになる。他方で、もし例外というのが、法が生に関連させられ自らの一時停止をつうじて生を自らのうちに包摂するさいの独自の装置であるとするならば、例外状態についての理論は、生きているものを法に結び付けると同時に見捨ててしまうような関係を定義するための前提条件となる<sup>70</sup>。

例外状態は必ずしも戦争状態と結びつくものでもない。T4とホロコーストは軍事的には無意味どころか戦争遂行を阻害するものであったし、大テロルは独ソ戦が発生するや否や中止され（そして終戦とともに再開された—レニングラード事件、反ファシズム・ユダヤ人委員会事件、医師団陰謀事件を想起せよ）、後述するように優生保護法は第9条を擁する（かつ自衛隊も警察予備隊も存在しない時期の）日本国憲法下で制定されたのである。

事実は次の通りである。悪名高いヴァイマル憲法第48条は「1923年10月には、政府はドイツ・マルクの下落に対処するために」<sup>71</sup>適用され、さらにはフランスでは象徴的な出来事が起こる。

1924年1月、フランス通貨の安定性を脅かす重大な危機の瞬間に、ポワンカレ政府は財政分野における全権委任を要求した。これをめぐっては激しい論争が起こり、野党側はこれでは議会は自らの憲法上の諸権限を手放すことになってしまうと主張したが、法案は3月21日、4ヶ月にかぎり政府の特別権限を認めるというかたちで可決された。これとよく似た措置はラヴァル政府によっても1935年に可決させられ、政府はフランス通貨の平価切り下げを回避するために《法律としての効力をもつ》500以上の政令を布告した。レオン・ブルムに率いられた左派野党は、この《ファッショ的》行為に力づくで対抗した。しかし、これまた注目に値することにも、ひとたび人民戦線とともに政権の座につくやいなや、1937年6月、彼らはフランス通貨切り下げや貿易の管理そして新税導入のための全権委任を議会に求めたのだった<sup>72</sup>。

こうした傾向は、「軍事的緊急事態はいまや経済的緊急事態に席を譲ることとなった」<sup>73</sup>のであり、「政治的—軍事的緊急事態と経済的危機とを合致させようとする現代の傾向に裏書きをあたえることとなった」<sup>74</sup>ことを示す。再考すべきことは、アガンベンがシュミットの主権論について述べたことである。

カール・シュミットによる主権の定義（《主権者

<sup>68</sup> Q6, § 102, pp. 775-776, 合VI, 202頁。

<sup>69</sup> 中谷前掲, 298頁。

<sup>70</sup> Giorgio Agamben, *Stato di eccezione*, Bollati Boringhieri, 2003, pp. 9-10. 上村忠男・中村勝己訳『例外状態』未來社, 2007年, 8頁。

<sup>71</sup> *ibid.*, p. 25. 同上, 33頁。

<sup>72</sup> *ibid.*, p. 23. 同上, 29頁。

<sup>73</sup> *ibid.*, p. 23. 同上, 29頁。

<sup>74</sup> *ibid.*, p. 25. 同上, 33頁。

とは、例外状態に関して決定する者のことである<sup>75)</sup>は、そこで本当に問われていたのが何なのかが理解される前に常套句になってしまった。そこで本当に問われていたものは、国家や法権利に関する教義の限界概念、つまりその教義が生圏と接し、これと区別されなくなる場としての概念(というのも、あらゆる限界概念はつねに二つの概念のあいだの限界だからだ)にはかならない。国家という地平が共同性に関わるあらゆる生のうちで最も広大な円をなし、これを支えていた政治的、宗教的、法的、経済的な教義の数々がまだ堅固であるうちは、この《最も極端な圏域》は明るみに出ることができなかった<sup>76)</sup>。

事実、シュミットの「主権」、例外状態を決定し得るような権力は近代特有のものである。絶対王政がおよそ「絶対」的なものでなかったことはベンノ・テシケにより明らかにされている。

国王によって進められた法の統一性という観念は、「法の前での市民の平等」という公式の平等観が、土地・称号・特権の保有に基づく伝統的な社会的階層性と再三再四にわたって衝突したことを物語っている。実際に、王国は数世紀にわたって力によってとともに、妥協によって結ばれてきたため、各地のエリートたちは様々な自由や免税特権、自治権などを謳歌してきていた(略)国王の唱える絶対性など、先祖代々受け継がれてきた「権利」の山のなかでは役に立たない代物だった<sup>77)</sup>。

アガンベン自身、「忘れてはならない重要なことは、近代の例外状態は革命的民主主義的な伝統が創り出したものであって、絶対主義的な伝統が創り出したものではなかったということである」<sup>78)</sup>と述べている。主権者の絶対性が確立された市民革命以降に例外状態が発生し、同時に人種主義も発生したのである。例外化は排除を必然的

に伴う。憲法に例外状態や非常事態が規定されているか否かは本質的問題ではない<sup>79)</sup>。事実として例外化と排除が行われるならば、それがどのような名称で呼ばれようが、どのような手続きで行われようが「例外状態」なのだ。

例外化とは一種の排除である。例外は、一般的な規範から排除された単独の事例である。しかし、例外をまさしく例外として特徴づけるのは、排除されるものが、排除されるからといって規範とまったく関連をもたないわけではない、ということである。それどころか、規範は、宙づりという形で例外との関係を維持する。**規範は、例外に対して自らの適用を外し、例外から身を退くことによって自らを適用する。**したがって、例外状態とは、秩序に先行する混沌のことではなく、秩序の宙づりから結果する状況のことである。この意味で、例外はまさしく、その語源 *ex-capace* のとおり、**外に捉えられている**のであって、単に排除されているのではない<sup>80)</sup>。

特定のカテゴリーに属する人びとが、実質的に例外化と排除の下に置かれるのであれば、それは例外状態が発生していると言いうる。

現代の全体主義は、例外状態をつうじて、政治的反対派のみならず、なんらかの理由によって政治システムに統合不可能であることが明らかとなったさまざまなカテゴリーの市民全体の物理的除去をも可能にするような、合法的内戦を確立しようとしたものと定義することができる。それ以来、恒常的な緊急状態の自発的な創出が(たとえ法技術的な意味では宣言されることがなかった場合でも)、いわゆる民主主義国家をも含む現代国家の本質的な実践のひとつとなったのだ<sup>81)</sup>。

<sup>79)</sup> イタリア王国での戒厳令には憲法上の裏付けはなかったにもかかわらず、クリスピヤジョリッティら有名なイタリア首相は戒厳令を頻発した。文字通りの「例外状態」だったのである。

「アルベルト憲法には(そのうえ現行の共和国憲法もそうであるが)、例外状態についての規定がなかった。そうであったにもかかわらず、イタリア王国の歴代内閣は、戒厳状態の布告に何度となく訴えてきた」(Agamben, *ibid.*, p. 27. 上村・中村訳同上, 36頁)。

<sup>80)</sup> Agamben, *Homo sacer*, pp. 21-22. 高桑訳前掲, 29頁。太字は訳書。原著ではイタリック。

<sup>81)</sup> Agamben, *Stato di eccezione*, p. 11. 上村・中村訳前掲, 9~10頁。下線は谷本による。

<sup>75)</sup> 長尾龍一編『カール・シュミット著作集I』(慈学社, 2007年)では「主権者とは非常事態についての決断者である」(2頁)。

<sup>76)</sup> Agamben, *Homo sacer*, Einaudi, 2005(1995), p. 15. 高桑和巳訳『ホモ・サケル』以文社, 2003年, 21頁。

<sup>77)</sup> Benno Teschke, *The myth of 1648*, Verso, 2003, p. 180. 君塚直隆訳『近代国家体系の形成』桜井書店, 2008年, 247~248頁。

<sup>78)</sup> Agamben, *Stato di eccezione*, p. 14. 上村・中村訳前掲, 15頁。

このようなメカニズムは、優生保護法が制定された時期における、GHQの優生保護法および日本の死刑制度に対するまなごしの奇妙な一致とかわるものである。

実際、「1948年の優生保護法施行時、手術決定の実務を委託された都道府県から、『人権を侵害する憲法違反ではないか』との問い合わせが厚生省に寄せられ、これを受け厚生省から問い合わせを受けた法務府は1949年10月、『『基本的人権の制限を伴うものであることはいうまでもない』と認めつつ、『憲法の精神に背くものではない』と通知した<sup>82</sup>。これはすなわち、『優生保護法が定める障害を持つ人たちが子どもを産んだり家族をつくることは『公共の福祉に反する』との見解を示した』<sup>83</sup>ことを意味する。まさに、戦後の食糧難という「例外状態」において、特定の障害を持つ人々に対する「合法的内戦」が一般法＝国会制定法の形をとって確立され、この「内戦」は法的には1996年まで継続したのである。

では当時のGHQの態度はどうだったか。GHQによる占領統治が「間接統治」という形式を採り、国会の決定を尊重する一方、優生保護法制定過程においてGHQは「強制不妊について『個人の私生活と幸福に対する国家の最も広範な介入』だと明確に指摘し、法案が強制不妊を正当化する根拠とした『遺伝性精神病』『強度かつ悪質な遺伝性病的性格』『遺伝性奇形』といった分け方について『おおざっぱな分類は、法的・医学的要請に基づく正確な定義に全くあてはまらない』と批判し、この指摘を行ったGHQ民政局の法律家アルフレッド・オプラーは、『官僚機構はいまだ警察国家的イデオロギーに満ち、汚職が長年続く国だけに、乱用の懸念がある』と日本の体質を見抜いていた』のである<sup>84</sup>。また、GHQは、日本政府に対し死刑執行始末書の提出を求めており、国立国会図書館憲政資料室に“Prison-Death Sentences and Executions (文書名：GHQ/SCAP Records, Assistant Chief of Staff, G- II = 連合国軍最高司令官総司令部参謀第2部文書) (課係名等：Public Safety Division) (シリーズ名：General File, 1945-52) (ボックス番号：368；フォルダ番号：26)”および”Executions (文

書名：GHQ/SCAP Records, Assistant Chief of Staff, G- II = 連合国軍最高司令官総司令部参謀第2部文書) (課係名等：Public Safety Division; Prison Branch) (シリーズ名：Subject File, 1945-52) (ボックス番号：340；フォルダ番号：28)”として保管され、インターネット上で閲覧可能である。具体的内容については、永田憲史による極めて有意義な研究<sup>85</sup>にまかせるとして、重要なのは「死刑執行に関するGHQ/SCAPの覚書は5種類」に上り、「死刑執行に関するGHQ/SCAPの覚書からは、GHQ/SCAPが死刑執行について、一定以上の関心を有していたことが窺われ、[その理由としては、我が国において死刑が濫用されていないかという人権上の懸念があったことも考えられよう]という指摘である<sup>86</sup>。

ところが、1948年には状況が変わる。名古屋刑務所の刑場を取材した読売新聞記事がGHQによる検閲で掲載禁止とされる<sup>87</sup>。既に少なくとも二度にわたって刑場が公開され、メディアで報道された<sup>88</sup>にも関わらずである。永田は、「GHQ/SCAPは、その2年あまり前に死刑執行を官報に掲載しないことに難色を示しておきながら、A級戦犯の判決言渡しが迫ると、死刑に関する情報を遮断しようとした<sup>89</sup>と指摘するが、そこにあるのは結局のところご都合主義である。優生保護

<sup>85</sup> 永田憲史『GHQ文書が語る日本の死刑執行』現代人文社、2013年および「死刑執行始末書56件の紹介」(『關西大學法學論集』63(6)、2014年3月、480～542頁)参照。

<sup>86</sup> 永田『GHQ文書が語る日本の死刑執行』、23～24頁。

<sup>87</sup> 永田「旧名古屋刑務所の刑場に関する公表禁止とされた新聞記事」、『ノモス』(42) 関西大学法学研究所、2018年6月、53～67頁参照。

<sup>88</sup> 1947年当時の名古屋刑務所および広島刑務所の刑場が相次いでメディアに公開されている(名古屋刑務所に関しては永田「旧名古屋刑務所の刑場の写真」、『法学セミナー』747号、2017年4月、6～9頁および永田「旧名古屋刑務所の刑場に関する公表禁止とされた新聞記事」、広島刑務所に関しては『アサヒグラフ』1208号、1947年、14～17頁を参照)。永田は「旧名古屋刑務所の刑場が公開されたのは、人権への関心が強く芽生え、死刑について国の姿勢を定めるよう迫られている時期であった。そして、日本を占領統治していたGHQ/SCAPもまた、死刑の執行に関心を抱いていた」(永田「旧名古屋刑務所の刑場の写真」、8頁)と指摘している。

<sup>89</sup> 永田「旧名古屋刑務所の刑場に関する公表禁止とされた新聞記事」、60頁。

<sup>82</sup> 毎日新聞取材班『強制不妊 旧優生保護法を問う』毎日新聞出版、2019年、54～55頁。

<sup>83</sup> 同上、77頁。

<sup>84</sup> 毎日新聞取材班前掲、81～82頁。



法も、医学的理由を挙げながら、その実は当時の人口問題であった。

谷口弥三郎（谷本注：優生保護法成立を推進した参議院議員）は「いかにして我が人口問題を解決するか」と題し、国土の狭さと食料生産力の限界から「飽和状態に達している人口増の抑止が喫緊の要請」とGHQに日本側の問題意識を訴え、原案通りの「認可」を求めた<sup>90</sup>。

言うまでもなく、2023年の今日、日本の人口が減少に入り、逆に「異次元の少子化対策」が叫ばれるが、いずれにせよ、人口政策の背後には常にご都合主義が存在する<sup>91</sup>。ご都合主義ほど人種主義と適合的な思考は存在しない。

そして、注意しなければならないのは、排除の対象は一般規則・一般理論に基づいて決定されるわけではないということである。スターリン体制が社会ファシズム論→人民戦線→独ソ不可侵条約というように変遷し、ナチ・ドイツがスラヴ系のブルガリアと同盟したように、一貫性はそもそも存在しない。このことは感染症についても言える。長く隔離政策が採られてきたハンセン病の新規罹患者は1987年に20名未満となった<sup>92</sup>が、同年の結核新規罹患者数は55000人を超えている<sup>93</sup>。ハンセン病隔離政策の終結はこの9年後である。そして、ハンセン病隔離政策が終了した1996年に至っても結核死者数は2858人、2021年

も1844人<sup>94</sup>に上っているのである。「感染症の歴史は、『感染症』というもののイメージを積み重ねることで、独特の世界観をつくってきた」のであり、結果として「ハンセン病は汚れや罪というイメージを、ペストは破滅のイメージを、コレラは汚い通り、怠惰、アルコール、暴動などのイメージを『感染症』という世界観に書き加えた」のである<sup>95</sup>。感染症対策は純粋に医学的なものではなく、「世界観」に多分に影響される。実際の危険性や致死率という点では、ハンセン病はペストやコレラと比較できるようなものではない。ペスト、コレラと比較できるのはむしろ結核であろう。ところが、結核の場合、差別の対象であったと同時に、一種ロマン主義的に語られてきたことも否定できない。

肺病のロマン化というにはあまりにも古いが、すでにギリシャ時代のヒポクラテスの医学的記述の中に表れた肺病患者の症状は、今日でも十分通用するようなものである。その中に描かれた、肌が白く透き通り、首が長く、頬が紅潮し、目が大きくなってその瞳孔に光を帯びるといった患者の症状は、患者であるということを忘れれば、ほとんどそのまま現在の美人の条件にも当てはまるものである<sup>96</sup>。

排除の度合いは、実際の危険性の高さとは比例するものではない。T4は著しい非合理性の中で実行されていたのであって、優生学という「規範」あるいは「一般理論」に基づいて実行されていたわけではない。

厳密に優生学的な観点からすると、安楽死はとくに必要なものではなかった。遺伝病の予防やドイツ人民の遺伝的健康の保存に関する法によって、すでに十分な保護が行われていたし、この計画の対象とされた不治の患者は大多数が子供と老人であり、い

<sup>90</sup> 毎日新聞取材班前掲、83頁。

<sup>91</sup> 優生保護法下において、ある精神疾患罹患者は「『あなたが育てられるの?』恋愛結婚し、妊娠がわかった当時24歳の中山千夏（仮名）は、期待に胸を膨らませて訪れた最初の産婦人科医院で、若い男性医師に予想外の言葉を投げつけられた」（毎日新聞取材班前掲、208頁）とのことである。この医師の論理に従えば、すべての貧困者を断種・不妊すべきということになりかねない。しかし、それが実行されることはない。資本主義は常に産業予備軍を必要とするからである。ここにもご都合主義が存在する。

<sup>92</sup> <https://www.niid.go.jp/niid/ja/leprosy-m/1841-lrc/1038-leprosy.html> におけるデータより。2023年9月25日閲覧。

<sup>93</sup> <https://www.niid.go.jp/niid/images/iasr/2017/12/454tf01.gif> におけるデータより。2023年9月25日閲覧。

<sup>94</sup> 厚生労働省「2021年 結核登録者情報調査年報集計結果」（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000981709.pdf>）におけるデータより。（2023年9月25日閲覧）10頁。

<sup>95</sup> 西迫大祐『感染症と法の社会史』新曜社、2018年、323頁。

<sup>96</sup> 福田真人『結核という文化』中公新書、2001年、161～162頁。

ずれにせよ生殖能力はなかった<sup>97</sup>(優生学的な観点からすると、表現型の抹消ではなく遺伝形質の抹消だけが重要なのは明らかである)。また、この計画は経済的次元にかかわる考慮に結びついたものでもない。その反対であって、この計画を実行することは、公共機構が全面的に戦争に集中したときにはかなりの負担となった<sup>98</sup>。

これは日本においても言うことができ、「49年には食料需給の緩和を受けて、芋類の統制が解除された。51年には雑穀の統制も解除され、また、配給組織が民営化されて食料統制が間接統制へと移行した」<sup>99</sup>のである。つまり、優生保護法成立直後から日本の食糧状況は改善され、以後今日まで深刻な食糧危機が発生したことはない。にもかかわらず、優生保護法は1996年まで継続した。対照的に、頻繁に戦争が行われた戦前の国民優生法下では強制的な手術件数は1件も確認されていない<sup>100</sup>。また、アレントは、T4責任者の一人カール・ブランド（ヒトラーの主治医。戦後絞首刑）の証言を引いている。すなわち「ブランドは、穀つぶしを切り捨てるためにこの計画が立てられたという嫌疑に対して激しく抗議し、この問題の討議にそのような根拠を持ち出した党員は必ずきびしい非難を受けたと強調した」<sup>101</sup>のであり、ホロコーストにおいても「何百万ものユダヤ人とポーランド人の移送は『軍事のおよび経済的必要』をまるで無視したものだ」と考える絶望的な調子の軍

<sup>97</sup> 同様の厳密に優生学的な観点からしても無意味な不妊手術は優生保護法下でも存在した。

「開示文書ではないが、行政への直接取材で明らかになった事実もあった。宮城県庁の記録によると、手術を受けた最年少は9歳の少女だったというのだ。県庁によると、県が保管する『優性保護台帳』を精査した結果、1963年度と1974年度にそれぞれ9歳の少女が手術を受けていた。また、毎年のように11歳の男女が手術を受けていたことが判明した。9歳や11歳といえば、小学3年～6年生だ。まだ初潮を迎えていなかった可能性が高い。そんな幼い体にまで『不良な子孫の出生を防ぐ』手術を施したのだ」（毎日新聞取材班前掲、66～67頁）。

<sup>98</sup> Agamben, *Homo sacer*, pp. 156-157. 高桑訳前掲、194～195頁。

<sup>99</sup> <https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1708re1.pdf> (2023年9月12日閲覧)

<sup>100</sup> 毎日新聞取材班前掲、75頁。

<sup>101</sup> Arendt, *Totalitarianism*, p. 45f. 邦訳『全体主義の起原3』、75頁脚注。

人の覚え書が、いくつものファイルを満たしている<sup>102</sup>。人種主義も例外状態も、何らかの第三者的な中立的観点や純粹に合理的観点からなされるものではないのである。

### 結論にかえて～国民主権と人種主義・例外状態

優生保護法が国民主権に基づく自由民主主義憲法下での議員提出だったという事実、そしてT4を命じたヒトラーが当時もっとも民主的と言われたヴァイマル憲法の落とし子だったという事実はあまりにも重い。ヴァイマル憲法も日本国憲法も、近代市民革命と人権宣言の原理をそのまま受け入れている。すなわち、「宣言の意味するところは、何が正であり何が不正であるかの基準を与えるのは今後は人間それ自体であって、神の戒律でも自然法でも伝統によって聖化された過去の慣習や道徳でもない、ということ以上でも以下でもない」<sup>103</sup>ということであり、結果、次のような状況が発生する。

近代の人間は彼らの社会的故郷と精神的故郷を失っていた。彼らの生れながらの身分は階級社会の諸変動によってもはや確乎としたものではなくなっていたし、また、ますます進行する世界の世俗化とともに、少くとも政治的・世俗的領域の外ではキリスト教徒として神の前に平等であるという、かつての保証も存在しなくなっていた。そのため今や政治体が、これまで政治外の権力が与えてきた保証を肩代りして用立てねばならなくなった<sup>104</sup>。

「政治外の権力が与えてきた保証」には、生存や福祉も含まれる。であるならば、逆に生存や福祉を剥奪することも可能になる。

国民主権下では君主主権下と異なり、主権は「生きている人間が自分自身の生に対して行使」<sup>105</sup>され、境界線は君主によって引かれるのではなく、一体としての国民が自分自身に引くのである。それゆえに、「近代の生政治においては、主権者とはありのままの生の価値や無価値に関して決定する者」であり、「人権宣言によって、主権原則からそのまま備給された生は、いまやそれ自

<sup>102</sup> *ibid.*, p. 46f. 同上。

<sup>103</sup> 邦訳『全体主義の起原2』、270頁。

<sup>104</sup> 同上、271頁。

<sup>105</sup> Agamben, *Homo sacer*, pp. 155-156. 高桑訳前掲、192頁。

体が主権的決定の場となる」<sup>106</sup>のである。優生保護法案が最初に提出された1947年の第一回国会は、文字通り主権が移行した直後の日本国民によって「正当に選挙された国会」である。そして翌年、修正案が「保守・革新双方が合意する『超党派』で可決、成立」し、「当時の国会議事録からは、審議中に異論や反論が出された形跡はな」かった<sup>107</sup>。この時、日本国民は特定の障害を持った人々とそれ以外との間の境界線を引いた。君主主権の呪縛から解放され、「ありのままの生の価値や無価値に関して決定する者」となった日本国民が皮肉にも真に主権者となった瞬間であった。

「高齢者差別主義」をはじめ、あらゆる差別や人種主義は、科学的な装いをする一方で、実際に因果関係を科学的に証明したためしがない。それどころか、T4や優生保護法における子供や老人に対する安楽死・不妊手術のように、軍事的・経済的にはもちろんのこと厳密な優生学的観点からでさえ無意味な政策がしばしば行われてきた。全住民の生を保障することが困難であるにも関わらず、最大限の「生」を保障することを最大の目的とする現代国家は、何らかの境界線を引き「排除」せざるを得ない。そしてその境界線は常に人為的で可動的なものとならざるを得ないのであり(1996年に劇的な医学的パラダイムシフトなどなかった)、「どのような生が殺人罪となることなく殺害されうるかを決定する権力」<sup>108</sup>たる例外状態を決定する主権者は、自分自身に境界線を引くために、何らかの恣意的な基準を必要とし、そのため人種主義をどうしても必要とせざるを得ないのである。それゆえ、この問題を解決するヒントとなるアガンベンの言葉は今日なお有効性を失ってはいない。

我々の政治は今日、生以外の価値を知らない(したがってこれに反する他の価値も知らない)。ここに含まれる諸矛盾が解決されないかぎり、剥き出しの生に関する決定を最高の判断基準にしていたナチズムとファシズムは、悲痛なまでに今日的なものであり続けるだろう<sup>109</sup>。

【哀悼】学部生時代から数多くの助言を頂いた、

<sup>106</sup> *ibid.*, p. 158. 同上, 196頁。

<sup>107</sup> 毎日新聞取材班前掲, 76頁。

<sup>108</sup> Agamben, *Homo sacer*, p. 157. 高桑訳前掲, 195頁。

<sup>109</sup> *ibid.*, pp. 13-14. 同上, 19頁。

立命館大学名誉教授松田博先生が2023年4月30日逝去された。ここに生前の感謝と哀悼の意を表したい。

\*本研究は、科学研究費・基盤研究(C)(研究課題/領域番号:22K01310)「緊急事態とデモクラシー—ポストコロナの政治理論」(研究代表者:杉田敦・法政大学教授)による研究成果の一部である。



